

高齢者問題専門職ネットワーク研修会報告

加藤哲也（医療法人偕行会名古屋共立病院）

高齢者問題専門職ネットワークは、愛知県弁護士会が中心となり、愛知県医療ソーシャルワーカー協会、愛知県社会福祉士会、愛知県司法書士会、愛知県精神保健福祉士会等で構成し、研修会等を開催するものです。構成団体の会員であれば、事前申込不要・直接現地・無料で参加可能です。

平成 29 年 1 月 28 日（土）、名古屋市総合社会福祉会館にて「障害差別解消法と名古屋市障害者差別相談センターについて」、「総合法律支援法改正法の概要と課題」というテーマで研修会が開催され、各会から 20 名程の参加がありました。今回は以下の演者による報告がありました。

第 1 部テーマ：障害差別解消法と名古屋市障害者差別相談センターについて

報 告 者：名古屋市障害者差別相談センター 神村 昌克 センター長

1. 障害者差別解消法と法律の背景について

- ・ 現在の障害者の定義は、機能障害（手帳の有無を問わない）及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

※社会的障壁となる一例

事物：階段しかない駅など

制度：障害を理由とした欠格事項など

慣行：障害者の存在を意識していない習慣、文化など

観念：障害者への偏見など

- ・ 障害者差別解消法施行（平成 28 年 4 月）

障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目的とする。

- ・ 障害者基本法の第 4 条 1 項「障害を理由とした不当な差別の禁止」と 4 条 2 項「合理的配慮」を具体的に示した。

※障害を理由とした不当な差別：障害を理由に、窓口対応やサービスを拒否する、順番を後回しにする、付き添い者を求める、付き添い者を拒否するなど。

※合理的配慮：障害のある方などからの意思表示に沿って、その社会的障壁を取り除くために配慮すること。具体例：段差があり店に入店できない ⇒ スロープを設置、店員が介助する。

- ・ 法の対象範囲は、行政機関等及び事業者。営利、非営利は問わない。

2. 名古屋市障害者差別相談センターについて

- ・ 当事者相談員を 1 名配置している。実際に寄せられた相談に対して、現地へ行き、当事者の目線で体験し、有効な対応方法が見いだせるよう関わっている。

- ・ 障害者差別に関する相談及び調査・調整等の他、相談に従事する人材の育成、差別解消の推進を目的とする広報啓発事業等を行っている。

- ・ 同フロアに、成年後見あんしんセンター・法人後見センター・高齢者虐待相談センター・障害者虐待相談センター・権利擁護センターの 6 つのセンターが配置されており、一体的な運営とスムーズな連携が可能となっている。

- ・ 平成 28 年 8 月 1 日から 12 月 31 日の相談実件数は 172 件。そのうち、差別に関する相談は 50 件。電話口での傾聴だけでなく、双方・相手方への申し入れを行っている事案は 30 件に上る。

- ・ 一般の方だけでなく、専門職からの相談にも対応している。

3. 実際に対応された事案紹介

視覚障害のある方がエレベーターのボタンを押し間違えてしまうため、自分で点字シールを貼ったが、他の住民に剥がされてしまう。センターが管理人に相談し、点字シールを剥がさないよう入口の掲示版に張り紙を掲載いただいた。

第2部テーマ：総合法律支援法改正法の概要と課題

報 告 者：愛知県弁護士会 矢野 和雄 弁護士

1. 法改正の背景と目的

- ・ 総合法律支援法の一部を改正する法律（平成28年5月成立 施行予定平成30年5月頃）
- ・ 法律専門職へのアクセス障害を解消することを目的とする。

※アクセス障害の2つの主な要因：

相談費用が掛かる等の経済的な側面

問題を法律問題と意識しにくい、相談方法が分からない等、本人の状況から生じる側面

2. 法改正の概要

- ・ 現行の民事法律扶助の対象者が拡大される。
- ・ 新たな対象者
 - ① 認知機能が不十分な高齢者・障害者：
資力を問わず法律相談を実施するが、資力のある者は相談料の負担あり。
 - ② 大規模災害被災者：
災害により、疎明資料を喪失している等の理由により、資力審査が困難であるため、資力を問わない無料法律相談となる。
- ・ 代理援助及び書類作成援助の範囲が拡充され、生活保護給付に係る処分に対する審査請求等、一定の行政不服申立に関して対応可能となる。
- ・ 深刻な被害に進展することを未然に防止できるよう「ストーカー等被害者援助制度」が新設される。対象者は、ストーカー・DV被害者、児童虐待を受けた児童。資力を問わない法律相談が可能であるが、資力のある者は相談料の負担あり。

3. 今後の課題

認知機能の不十分な高齢者・障害者が法律相談を行う上で、自発的に相談を行うことは少ないと考えられる。福祉専門職が仲介者として関わる事となるが、資力のある方の場合には相談料が発生してしまうため、負担が発生してしまった場合に本人と福祉専門職との間でトラブルとなる可能性もある。また、代理援助及び書類作成援助の範囲は拡充されたものの、行政不服申立に限定されており、住居調整や虐待行為等の実際に必要な場面の多い事象に関しては援助の対象外となっている。

次回の予定

日 時：平成29年4月22日（土）午後1時～午後3時

テーマ：成年後見利用促進法について～当事者団体からの意見～（仮）

発表者：愛知県社会福祉士会 近藤芳江 氏

テーマ：「弥富市における権利擁護事例検討会から市町村長申し立て、

成年後見制度申し立て、日常生活自立支援事業に結びついた事例報告」

発表者：弥富市ささえあいセンター 佐藤和子 氏

場 所：東区在宅サービスセンター（予定）

※変更することがあります。詳細が決まり次第、会報・ホームページ等でご案内します。